

静岡文化芸術大学受託研究取扱規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定めるものとする。
- 2 受託研究は本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り行うものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において受託研究とは、本学が国、地方公共団体、民間企業、その他学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費（以下「研究経費」という。）を本学に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）が負担するものをいう。

(申請)

- 第3条 委託者は本学に研究を委託しようとするときは、別に定める「委託研究申込書」を文化・芸術研究センター長（以下「センター長」という。）を経由して学長に提出するものとする。

(受託の決定)

- 第4条 センター長は前条の「委託研究申込書」を受理したときは、研究担当者に「受託研究執行計画書」の提出を求め、必要に応じて文化・芸術研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたうえで、学長に副申する。
- 2 学長は受託研究実施の可否を決定する。

(契約)

- 第5条 学長は受託研究の受入れを決定したときは、委託者との間に受託研究契約を締結するものとする。
- 2 受託研究契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 研究題目
 - (2) 研究目的及び内容
 - (3) 研究期間
 - (4) 研究担当者
 - (5) 研究経費
 - (6) 契約解除に関する事項
 - (7) 研究費により取得する施設、設備の帰属
 - (8) 研究成果の取扱

- (9) 研究の結果生ずる知的財産権の帰属
- (10) その他受託研究の実施に関し必要な事項

(研究経費)

第6条 委託者は研究経費を契約に定める期日までに本学に納付するものとする。

2 研究経費は、旅費、備品購入費、消耗品費、謝金、通信運搬費、賃借料等当該研究遂行に直接必要な経費及び管理費並びに消費税及び地方消費税相当額とする。

(研究経費の経理)

第7条 研究経費は「公立大学法人静岡文化芸術大学会計規則」により執行するものとする。

(受託研究の中止)

第8条 受託研究を途中で中止する場合には、委託者及び本学の双方で協議するものとし、いずれかが一方的に中止できないものとする。

2 委託者の都合又は天災その他やむを得ない事由により受託研究の全部又は一部を中止する場合は、既納の研究経費は委託者に返還しないものとする。

3 本学の都合で受託研究の全部又は一部を中止する場合は、未支出の研究経費の範囲内において、委託者に返還することができるものとする。

(知的財産権の取扱)

第9条 受託研究の結果、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権等の知的財産権が生じた場合の取扱いについては、契約書の定めるところによる。

(報告)

第10条 研究担当者は受託研究が終了したときは、別に定める「受託研究報告書」をセンター長を経由して学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、すみやかに委託者に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。